

[地域密着型通所介護]

人員配置の適否・人員基準欠如減算の確認方法

志木市 福祉監査室 / 令和元年 5月

※ 自主点検シートの「第2 人員基準」、「第6 介護報酬 7」も確認してください。

■生活相談員 【人員配置】

配置基準	<p>① 単位の数にかかわらず、サービス提供日ごとに、サービス提供時間数に応じて、専らサービスの提供に当たる生活相談員（一定の資格要件に該当する者）を1人以上配置する必要がある。</p> <p>② サービス提供日ごとに「確保すべき勤務延べ時間数」は、「事業所におけるサービス提供開始時刻から終了時刻まで（サービスが提供されていない時間帯を除く）」のサービス提供時間数となる。</p> <p>③ 確保すべき勤務延べ時間数には、次の「利用者の地域生活を支える取組のために必要な時間」も含めることができる。ただし、この取扱いは、利用者の生活の向上を図るため適切な相談・援助等を行うに当たり、支障がない範囲で認められるものとされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「サービス担当者会議や地域ケア会議に出席するための時間」、「利用者宅を訪問し、在宅生活の状況を確認した上で、利用者の家族も含めた相談・援助のための時間」、「地域の町内会、自治会、ボランティア団体等と連携し、利用者に必要な生活支援を担ってもらうなどの社会資源の発掘・活用のための時間」など、利用者の地域生活を支える取組のために必要な時間 <p>※ 事業所外での活動に関しては、利用者の地域生活を支えるための取組である必要があるため、事業所において、その活動や取組を記録しておく必要がある。[国Q&A h27.4.1 問49]</p> <p>④ 生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤での配置が必要である。</p> <p>※ 確保すべき勤務延べ時間数には、労働基準法第34条において最低限確保すべきとされている程度の休憩時間（補足：労働時間が6時間を超える場合は少くとも45分、8時間を超える場合は少くとも1時間）は含めて差し支えない。[国Q&A h24.3.16 問63]</p>																						
配置の否の例	<p>例1) 1単位のみで、そのサービス提供時間が 9:30～16:30（7時間）の事業所で、管理者を兼務している生活相談員のある日の勤務が次のとおりであった場合</p> <p>Aさん 8:30～10:00 管理者の業務に従事 10:00～17:30 生活相談員の業務に従事 (9:30～10:00は、他の生活相談員の補充もなかった)</p> <ul style="list-style-type: none"> サービス提供時間は7時間であるが、サービス提供時間内の生活相談員としての勤務時間は10:00～16:30となって、その勤務時間数は6.5時間しかないため、配置基準を満たさない。 <p>例2) 2単位に分けてサービスを提供している事業所で、それぞれの単位のサービス提供時間及びある日の生活相談員の配置が次のとおりであった場合</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border: 1px solid black;">9:00</td> <td style="border: 1px solid black;">【1単位】</td> <td style="border: 1px solid black;">14:00</td> <td>サービス提供時間 5時間</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black;">13:00</td> <td style="border: 1px solid black;">【2単位】</td> <td style="border: 1px solid black;">18:00</td> <td>サービス提供時間 5時間</td> </tr> </table> <table border="1" style="margin-left: 20px; width: 100%;"> <thead> <tr> <th>生活相談員</th> <th>勤務時間</th> <th>うち、サービス提供時間内の勤務時間</th> <th>サービス提供時間内の勤務時間数 a</th> <th>a の合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Aさん</td> <td>8:30～13:00</td> <td>9:00～13:00</td> <td>4時間</td> <td rowspan="2">8時間</td> </tr> <tr> <td>Bさん</td> <td>14:00～18:00</td> <td>14:00～18:00</td> <td>4時間</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 事業所としてのサービス提供時間は9:00～18:00の9時間であるが、サービス提供時間内の勤務延べ時間は a の合計の8時間しかないため、配置基準を満たさない。 	9:00	【1単位】	14:00	サービス提供時間 5時間	13:00	【2単位】	18:00	サービス提供時間 5時間	生活相談員	勤務時間	うち、サービス提供時間内の勤務時間	サービス提供時間内の勤務時間数 a	a の合計	Aさん	8:30～13:00	9:00～13:00	4時間	8時間	Bさん	14:00～18:00	14:00～18:00	4時間
9:00	【1単位】	14:00	サービス提供時間 5時間																				
13:00	【2単位】	18:00	サービス提供時間 5時間																				
生活相談員	勤務時間	うち、サービス提供時間内の勤務時間	サービス提供時間内の勤務時間数 a	a の合計																			
Aさん	8:30～13:00	9:00～13:00	4時間	8時間																			
Bさん	14:00～18:00	14:00～18:00	4時間																				

■機能訓練指導員 【人員配置】

配置基準	<p>① 全ての事業所において、「日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練」を行うために、機能訓練指導員（一定の資格要件に該当する者）を1人以上配置する必要がある。</p> <p>個別機能訓練加算などを算定しない事業所であっても、機能訓練指導員の配置は必要である。</p> <p>② 配置基準は「1人以上」であり、「サービス提供日ごと」の配置や「サービス提供時間帯を通じた」配置までは求められていない。機能訓練指導員を行う時間帯において、当該訓練を担当する機能訓練指導員を1人以上配置することが必要とされている。</p> <p>※ 運営基準の具体的取扱方針で、サービスの提供に当たっては「地域密着型通所介護計画に基づき、・・・利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う」旨規定されている。</p> <p>解釈通知では「利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練は、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない」とされているが、機能訓練指導員の配置が不要という意味ではない。</p>
------	--

■介護職員（利用定員が10人以下の場合は、看護職員又は介護職員） 【人員配置】

配置基準	<p>① 単位ごとに、サービス提供時間数（平均）に応じて、専らサービスの提供に当たる介護職員の配置が必要であり、「確保すべき勤務延べ時間数」は、次のとおり。 （利用者数15人まで） サービス提供時間数の平均（注1） （利用者数16人以上） $\{(利用者数(注2) - 15) \div 5 + 1\} \times サービス提供時間数の平均(注1)$</p> <p>② 単位ごとに、サービス提供時間中は、常時1人以上の介護職員を配置する必要がある。</p> <p>③ 生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤での配置が必要である。</p> <p>④ 複数の単位を同じ時間帯に実施している場合、単位ごとに介護職員が常に1人以上確保されている限りにおいては、単位を超えて柔軟な配置が可能である。</p> <p>注1 ある日のサービス提供時間数の平均は、 その日の利用者ごとの提供時間数の合計 ÷ その日の利用者数（小数点第2位以下切り上げ） ※ 提供時間数は、実績の提供時間数ではなく、通所介護計画上の所要時間数となる。 [国Q&A h24.3.30 問11]</p> <p>注2 利用者数は、利用者の実人員の数であり、通所介護又は地域密着型通所介護と、介護予防通所介護相当サービス、通所型サービスAが同一の事業所で一体的に運営されている場合は、それぞれの事業の利用者を含める。 ※ 確保すべき勤務延べ時間数には、労働基準法第34条で最低限確保すべきとされている程度の休憩時間（補足：労働時間が6時間を超える場合は少くとも45分、8時間を超える場合は少くとも1時間）は含めて差し支えない。その場合においても、（常時1人以上の従事が必要であることから）、介護職員全員が同一時間帯に一斉に休憩を取ることがないようにすること。また、介護職員が常時1人しか配置されていない事業所については、当該職員が休憩を取る時間帯に、介護職員以外で利用者に対して直接ケアを行う職員（生活相談員又は看護職員）が配置されていれば、当該規定を満たすものとして取り扱って差し支えない。 [国Q&A h24.3.16 問63]</p>																																														
配置の適否の例	<p>例1) サービス提供時間が 9:30～16:30（7時間）の 一つの単位で、ある日の利用者数（注2）が 17人、その日のサービス提供時間数の平均（注1）が 6.5時間で、その日の介護職員の配置が次のとおりであった場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>介護職員</th> <th>勤務時間</th> <th>うち、サービス提供時間内の勤務時間</th> <th>サービス提供時間内の勤務時間数 a</th> <th>aの合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Aさん</td> <td>8:30～14:30</td> <td>9:30～14:30</td> <td>5時間</td> <td rowspan="3">10時間</td> </tr> <tr> <td>Bさん</td> <td>9:00～12:00</td> <td>9:30～12:00</td> <td>2.5時間</td> </tr> <tr> <td>Cさん</td> <td>14:00～16:30</td> <td>14:00～16:30</td> <td>2.5時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>▶ その日に配置すべき職員の勤務延べ時間数 $\{(17 - 15) \div 5 + 1\} \times 6.5 = 9.1$時間に対して、実際に配置された職員の勤務延べ時間は、aの合計 10時間 であり、また、サービス提供時間中は常時1人以上配置されているため、配置基準を満たす。</p> <p>例2) サービス提供時間が 9:30～16:30（7時間）の 一つの単位で、ある日の利用者数（注2）が 16人、その日のサービス提供時間数の平均（注1）が 6時間で、その日の介護職員の配置が次のとおりであった場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>介護職員</th> <th>勤務時間</th> <th>うち、サービス提供時間内の勤務時間</th> <th>サービス提供時間内の勤務時間数 a</th> <th>aの合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Aさん</td> <td>8:30～14:30</td> <td>9:30～14:30</td> <td>5時間</td> <td rowspan="2">7時間</td> </tr> <tr> <td>Bさん</td> <td>14:30～16:30</td> <td>14:30～16:30</td> <td>2時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>▶ サービス提供時間中は常時1人以上配置されているが、その日に配置すべき職員の勤務延べ時間数 $\{(16 - 15) \div 5 + 1\} \times 6 = 7.2$時間に対して、実際に配置された職員の勤務延べ時間は、aの合計 7時間 であるため、配置基準を満たさない。</p> <p>例3) サービス提供時間が 9:30～16:30（7時間）の 一つの単位で、ある日の利用者数（注2）が 13人、その日のサービス提供時間数の平均（注1）が 6時間で、その日の介護職員の配置が次のとおりであった場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>介護職員</th> <th>勤務時間</th> <th>うち、サービス提供時間内の勤務時間</th> <th>サービス提供時間内の勤務時間数 a</th> <th>aの合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Aさん</td> <td>8:30～14:30</td> <td>9:30～14:30</td> <td>5時間</td> <td rowspan="2">7時間</td> </tr> <tr> <td>Bさん</td> <td>14:00～16:00</td> <td>14:00～16:00</td> <td>2時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>▶ その日に配置すべき職員の勤務延べ時間数 6時間（その日のサービス提供時間数の平均）に対して、実際に配置された職員の勤務延べ時間は、aの合計 7時間 であり、勤務延べ時間数は確保できているが、サービス提供時間のうち、16:00～16:30 の時間帯の配置がなく、配置基準を満たさない。</p>	介護職員	勤務時間	うち、サービス提供時間内の勤務時間	サービス提供時間内の勤務時間数 a	aの合計	Aさん	8:30～14:30	9:30～14:30	5時間	10時間	Bさん	9:00～12:00	9:30～12:00	2.5時間	Cさん	14:00～16:30	14:00～16:30	2.5時間	介護職員	勤務時間	うち、サービス提供時間内の勤務時間	サービス提供時間内の勤務時間数 a	aの合計	Aさん	8:30～14:30	9:30～14:30	5時間	7時間	Bさん	14:30～16:30	14:30～16:30	2時間	介護職員	勤務時間	うち、サービス提供時間内の勤務時間	サービス提供時間内の勤務時間数 a	aの合計	Aさん	8:30～14:30	9:30～14:30	5時間	7時間	Bさん	14:00～16:00	14:00～16:00	2時間
介護職員	勤務時間	うち、サービス提供時間内の勤務時間	サービス提供時間内の勤務時間数 a	aの合計																																											
Aさん	8:30～14:30	9:30～14:30	5時間	10時間																																											
Bさん	9:00～12:00	9:30～12:00	2.5時間																																												
Cさん	14:00～16:30	14:00～16:30	2.5時間																																												
介護職員	勤務時間	うち、サービス提供時間内の勤務時間	サービス提供時間内の勤務時間数 a	aの合計																																											
Aさん	8:30～14:30	9:30～14:30	5時間	7時間																																											
Bさん	14:30～16:30	14:30～16:30	2時間																																												
介護職員	勤務時間	うち、サービス提供時間内の勤務時間	サービス提供時間内の勤務時間数 a	aの合計																																											
Aさん	8:30～14:30	9:30～14:30	5時間	7時間																																											
Bさん	14:00～16:00	14:00～16:00	2時間																																												

■介護職員（利用定員が10人以下の場合は、看護職員又は介護職員） 【人員基準欠如減算】

$$\left[\text{判定の基礎となる計算式 A} \right] = \frac{\text{当該月に配置された職員の勤務延べ時間数}}{\text{当該月に配置すべき職員の勤務延べ時間数}}$$

基本	<p>① 単位ごとに計算する。</p> <p>② 「当該月に配置された職員の勤務延べ時間数」及び「当該月に配置すべき職員の勤務延べ時間数」は、それぞれ、当該月の日ごとに集計又は計算した「配置された職員の勤務延べ時間数」及び「配置すべき職員の勤務延べ時間数」を1か月分合計したものとなる。</p>																
1 配置すべき職員の勤務時間	<p>① 単位ごとに、ある月の日ごとの「配置すべき職員の勤務延べ時間数」を計算する。</p> <p>例1) ある日の利用者数(注2)が18人、その日のサービス提供時間数の平均(注1)が7時間とすると、 ▶ その日に配置すべき職員の勤務延べ時間数は、 $\{(18-15) \div 5 + 1\} \times 7 = 11.2$時間となる。</p> <p>例2) ある日の利用者数(注2)が15人、その日のサービス提供時間数の平均(注1)が6時間とすると ▶ その日に配置すべき職員の勤務延べ時間数は、その日のサービス提供時間数の平均の6時間となる。</p> <p>② 日ごとに計算した「配置すべき職員の勤務延べ時間数」を1か月分合計して、「当該月に配置すべき職員の勤務延べ時間数」を出す。</p>																
2 配置された職員の勤務時間	<p>① 単位ごとに、ある月の日ごとの「配置された職員の勤務延べ時間数」を集計する。</p> <p>例) サービス提供時間が9:30～16:30(7時間)で、ある日の介護職員の配置が次のとおりとすると、</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>介護職員</th> <th>勤務時間</th> <th>うち、サービス提供時間内の勤務時間</th> <th>サービス提供時間内の勤務時間数 a</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Aさん</td> <td>8:30～17:15</td> <td>9:30～16:30</td> <td>7時間</td> </tr> <tr> <td>Bさん</td> <td>8:30～12:00</td> <td>9:30～12:00</td> <td>2.5時間</td> </tr> <tr> <td>Cさん</td> <td>13:00～17:30</td> <td>13:00～16:30</td> <td>3.5時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>▶ その日に配置された職員の勤務延べ時間数は、上記a欄を合計した13時間となる。</p> <p>② 日ごとに集計した「配置された職員の勤務延べ時間数」を1か月分合計して、「当該月に配置された職員の勤務延べ時間数」を出す。</p>	介護職員	勤務時間	うち、サービス提供時間内の勤務時間	サービス提供時間内の勤務時間数 a	Aさん	8:30～17:15	9:30～16:30	7時間	Bさん	8:30～12:00	9:30～12:00	2.5時間	Cさん	13:00～17:30	13:00～16:30	3.5時間
介護職員	勤務時間	うち、サービス提供時間内の勤務時間	サービス提供時間内の勤務時間数 a														
Aさん	8:30～17:15	9:30～16:30	7時間														
Bさん	8:30～12:00	9:30～12:00	2.5時間														
Cさん	13:00～17:30	13:00～16:30	3.5時間														
3 減算該当の確認	<p>1の②及び2の②で合計したそれぞれの勤務延べ時間数を、上記【判定の基礎となる計算式A】に当てはめて計算する。計算の結果、次に該当する場合は減算となる。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(1割を超えて減少) A < 0.9</td> <td>その翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員について所定単位数が減算(70/100)となる。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(1割の範囲内で減少) 0.9 ≤ A < 1.0</td> <td>その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員について所定単位数が減算(70/100)となる。 (ただし、翌月の末日において人員基準を満たした場合を除く。)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 人員基準欠如減算に該当する場合、当該減算の期間中は、栄養改善加算、栄養スクリーニング加算、口腔機能向上加算、サービス提供体制強化加算、運動器機能向上加算は、算定できない。</p>	(1割を超えて減少) A < 0.9	その翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員について所定単位数が減算(70/100)となる。	(1割の範囲内で減少) 0.9 ≤ A < 1.0	その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員について所定単位数が減算(70/100)となる。 (ただし、翌月の末日において人員基準を満たした場合を除く。)												
(1割を超えて減少) A < 0.9	その翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員について所定単位数が減算(70/100)となる。																
(1割の範囲内で減少) 0.9 ≤ A < 1.0	その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員について所定単位数が減算(70/100)となる。 (ただし、翌月の末日において人員基準を満たした場合を除く。)																

■看護職員 【人員配置】 ※利用定員が10人以下の事業所では、配置は必要ではない。

<p style="text-align: center;">配 置 基 準</p>	<p>① 単位ごとに、サービス提供日ごとに、専らサービスの提供に当たる看護職員（看護師又は准看護師）を1人以上配置する必要がある。 なお、サービス提供時間帯を通じて専従する必要はないが、サービス提供時間帯を通じて事業所と密接かつ適切な連携（注）が図られていることが必要である。</p> <p>② 病院、診療所又は訪問看護ステーションとの契約で確保した看護職員の場合は、 「サービス提供日ごとに利用者の健康状態の確認を行うこと」及び 「病院、診療所、訪問看護ステーションと、提供時間帯を通じて密接かつ適切な連携（注）が図られていること」が必要である。 ※ 当該看護職員の業務の実施が困難な状況になった場合、看護職員が確保されるまでの間、当該業務を医師又は歯科医師が代替して行うことは可能とされている。 [国Q&A h30.8.6 問3]</p> <p>注 密接かつ適切な連携とは、事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制などを確保していること。</p>
<p style="text-align: center;">配 置 の 適 否 の 例</p>	<p>(共通の設定) サービス提供時間が 9:30～16:30 (7時間) の一つの単位で、ある日の看護職員の配置が、それぞれ次の場合の配置の適否について ※ 看護職員の配置基準は、勤務延べ時間数での配置ではないので、配置人数の計算の際には常勤換算は行わない。 例えば、ある日の勤務時間が4時間であっても、配置基準を満たしていれば、配置人数は1人と考えることになる。逆に、同じ4時間の勤務時間であっても、配置基準を満たしていない場合は、配置人数0人となる。 次ページの人員基準欠如減算での「サービス提供日に配置された延べ人数」の計算も、この考え方と同じ扱いとなる。</p> <p>例1) Aさん (事業所で雇用した看護職員) <u>9:00～12:30 看護職員として従事</u> <u>13:30～16:30 機能訓練指導員として従事</u> ▶ 午後は、看護職員として従事していないが、午後のサービス提供時間帯を通じて、体調不良の利用者が出た場合に対応するなど、密接かつ適切な連携が図られていれば、配置基準を満たす(その日の配置人数は1人と考える)。 そうでない場合は、配置基準を満たさない(その日の配置人数は0人となる)。 ※ 個別機能訓練加算 (I) に係る機能訓練指導員は、常勤専従が要件であるため、常勤専従の機能訓練指導員である看護職員が看護職員としての業務を行っても、看護職員としての人員基準の算定には含めない。</p> <p>例2) Bさん (事業所で雇用した看護職員) <u>9:00～13:00 看護職員として従事 (13:00で業務終了)</u> ▶ 13:00～16:30のサービス提供時間帯を通じて、事業所に駆けつけたり、適切な指示ができる体制が確保されていれば、配置基準を満たす(その日の配置人数は1人と考える)。 そうでない場合は、配置基準を満たさない(その日の配置人数は0人となる)。</p> <p>例3) Cさん (事業所で雇用した看護職員) <u>勤務予定日が、1日休暇となった (他の看護職員の補充もなかった)</u> ▶ 事業所に駆けつけたり、適切な指示ができる体制が確保されていたとしても、当日の利用者の健康状態の確認など必要なサービスが提供されていないため、配置基準を満たさない(その日の配置人数は0人となる)。</p> <p>例4) Dさん (訪問看護ステーションとの契約で確保した看護職員) <u>9:00～10:30 事業所に来て、利用者の健康状態を確認</u> <u>10:30～ 訪問看護ステーションへ</u> ▶ 9:00～10:30の時間帯に当日の利用者全員に対して適切に健康状態の確認ができており、かつ、10:30～16:30のサービス提供時間帯を通じて、事業所に駆けつけたり、適切な指示ができる体制が確保されていれば、配置基準を満たす(その日の配置人数は1人と考える)。 そうでない場合は、配置基準を満たさない(その日の配置人数は0人となる)。</p>

■看護職員 【人員基準欠如減算】 ※利用定員が10人以下の事業所では、配置は必要ではない。

$$\left[\text{判定の基礎となる計算式 B} \right] = \frac{\text{サービス提供日に配置された延べ人数}}{\text{サービス提供日数}}$$

基本

- ① 単位ごとに計算する。
- ② 当該月の「サービス提供日に配置された延べ人数」は、当該月のサービス提供日ごとの配置人数を合計する。
- ③ 配置基準を満たして配置されていれば、例えば、その日の勤務時間が4時間であっても、配置人数は1人と考える。看護職員の配置基準は、勤務延べ時間数での配置ではないので、配置人数の計算の際には常勤換算は行わない。
- ④ 「配置がない日」、「配置されていても配置基準を満たさない場合」は、その日の配置人数は0人となる。

計算例

単位ごとに、ある月の看護職員の配置が次のとおりとすると、

日	月	火	水	木	金	土
	1日	2日	3日	4日	5日	6日
	1人	1人	1人	1人	0人	休業日
7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日
休業日	1人	1人	1人	1人	1人	休業日
14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日
休業日	1人	1人	1人	1人	1人	休業日
21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日
休業日	1人	0人	1人	1人	1人	休業日
28日	29日	30日				
休業日	1人	1人				

- ▶ この月の サービス提供日数は 22日、
サービス提供日に配置された延べ人数は 20人で、
上記 [判定の基礎となる計算式 B] に当てはめて計算すると、
$$\frac{20}{22} = 0.909\dots$$
 となり、翌々月からの減算となる。

(ただし、翌月の末日において人員基準を満たした場合は、減算とはならない。)

(1割を超えて減少) B < 0.9	その翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員について所定単位数が減算 (70/100) となる。
(1割の範囲内で減少) 0.9 ≤ B < 1.0	その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員について所定単位数が減算 (70/100) となる。 (ただし、翌月の末日において人員基準を満たした場合を除く。)

※ 人員基準欠如減算に該当する場合、当該減算の期間中は、栄養改善加算、栄養スクリーニング加算、口腔機能向上加算、サービス提供体制強化加算、運動器機能向上加算は、算定できない。